

まん延防止等重点措置の影響を受ける事業者支援金
の申請手続きについて

(申請の手引き)

令和4年度 7月施行

【目次】

<u>1. 概要・給付対象者等</u>	P 1
(支援額、給付対象者等の概要)	
<u>2. 一般申請の流れ</u>	P 2
<u>3. 一般申請に必要な書類</u>	P 3
<u>4. 特例申請の流れ</u>	P 4
<u>5-1. 特例申請に必要な書類</u>	P 5
(令和3年中に事業収入を確定申告・決算申告した方用)	
<u>5-2. 特例申請に必要な書類</u>	P 6
(創業後決算期を迎えてない又は、令和4年1月・2月に創業した方用)	
<u>6. 給付対象業種(別表)</u>	P 7
<u>7. 問い合わせ先</u>	P 8

特例申請とは

- ・令和3年2月以降に創業又は業態を変換された方が対象となる申請です。

1. 概要・給付対象者等について

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により島根県全域が令和4年1月27日から2月20日までの間「まん延防止等重点措置」の適用（以下「まん延防止適用」という。）を受けたことにより売上げが減少した町内の中小企業者及び小規模企業者で、国や県の支援が行き届いていない事業者に対して支援金を交付することで中小企業者等の事業継続を支援します。

支援額

- ・ 1 個人事業者 一律 10 万円
- ・ 1 法人事業者 一律 25 万円

給付対象者

次の全てを満たす町内の事業者

- 1 中小企業基本法に掲げる株式会社、有限会社、合同会社等の法人及び個人並びに一般社団法人、農事組合、協同組合等。
- 2 別表（P7）に掲げる業種を営む方
- 3 国が実施した事業復活支援金の給付を受けていない、受ける予定がない方
- 4 まん延防止適用による島根県飲食店等時短要請協力金の支給を受けていない、受ける予定がない方
- 5 令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上高が前年同月に比べて10%以上減少している方
- 6 令和4年1月又は2月のいずれかの月の売上高が前年同月に比べて支援金額以上減少している又は令和4年1月及び2月の合計売上高が前年同月合計に比べて支援金額以上減少している方
- 7 令和3年の年間収入について、確定申告若しくは決算申告又は町民税・県民税申告をしている方
- 8 令和4年2月末日までに創業している方
- 9 まん延防止適用により影響を受けた方
- 10 令和4年1月又は2月に営業を行っており（まん延防止適用の影響による休業は除く）今後も営業を行う計画がある方

※令和3年2月以降に創業又は業態を変換された方（特例申請）は、P4以降をご参照ください。

申請書受付期間

令和4年年7月8日～令和4年9月30日まで

2. 一般申請の流れについて（特例申請以外の方用）

(1) 給付対象者の確認

- ・自分が給付対象者であるか、「給付対象者 1 ~ 10」を確認する。

(2) 書類の準備

- ・3ページの必要書類すべてを準備する。

(3) 申請書の提出

- ・(2)で準備した書類を次のいずれかの場所に提出する。

- ① 邑南町役場 本庁 産業支援課
- ② 邑南町役場 瑞穂支所 施設管理グループ
- ③ 邑南町役場 羽須美支所 施設管理グループ

以上です。役場内で次の手続きを行います。

- ① 提出があったものを役場で審査します。
- ② 交付決定の可否を後日通知します。
- ③ 交付決定者については、支援金の振り込みを行った通知を後日送付します。

これで、支援金給付手続きは完了となります。運転資金等に広くご活用ください。

3. 一般申請に必要な書類（特例申請以外の方用）

提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）、内容報告書（別紙1）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 交付請求書（様式第3号）
- (4) 支援金振り込み先が分かる通帳の写し（表面と一枚めくった金融・支店名記載ページ）
- (5) 「給付対象者 5 ~ 7 が確認できる書類（※1）

（※1）

給付対象者であることを確認するため次の書類（①及び②）の提出が必要です。

〈個人事業者の場合〉

① 給付対象 5 6を確認するため、次の書類を提出してください。

- ・青色申告の場合は、令和3年分決算書の損益計算書等のページ及び月別の売上金額がわかるページの写し（なお、月別の売上金額がわからない場合は、申告時に作成された月別の売上金額がわかる控え等の写し）。
- ・白色申告の場合は、収支内訳書の1、2ページの写しと申告時に作成された月別の売上金額がわかる控え等の写し。（なお、控えを紛失された場合は、その事業の月別収入がわかる通帳の写し）
- ・令和4年1月及び2月の月別の事業収入がわかる、売上台帳等の写し。

② 給付対象 7 を確認するため、次の書類を提出してください。

- ・令和3年分の確定申告書B（税務署の受付印があること）又は町民税・県民税申告書等の事業等収入別年間額が分かる書類の写し。

※税務署の受付印があるものが基本となりますが、受付印が無くても提出は可能とします。

ただし、受付印が無いものについては、役場財務課の控えと同様のものか確認をとります。

※確定申告書の控えを紛失された方は、税務署で申告書の控えの交付を受けることができます。

※町民税・県民税申告書の控えを紛失された方は、役場財務課で申告書の控えの交付を受けることができます。

〈法人の場合〉

上記、個人事業者の確認書類と同等の決算申告書等の写し。

4. 特例申請の流れについて

○「特例申請」とは、令和3年2月以降に創業又は事業業態を変換した方が対象となる申請です。

(1) 給付対象者の確認

- ・自分が給付対象者であるか、「給付対象者 [1] ~ [10]」を確認する。
- ・給付対象 [5] [6] [7]については、適切な比較対象となる月を役場が確認しますので事前にご連絡ください。

(2) 書類の準備

- ・5ページ又は6ページの必要書類すべてを準備する。

(3) 申請書の提出

- ・(2)で準備した書類を次のいずれかの場所に提出する。
 - ① 邑南町役場 本庁 産業支援課
 - ② 邑南町役場 瑞穂支所 事業部
 - ③ 邑南町役場 羽須美支所 事業部

以上です。役場内で次の手続きを行います。

- ① 提出があったものを役場で審査します。
- ② 交付決定の可否を後日通知します。
- ③ 交付決定者については、支援金の振り込みを行った通知を後日送付します。

これで、支援金給付手続きは完了となります。運転資金等に広くご活用ください。

5-1. 特例申請に必要な書類

(※令和3年中の事業収入を確定申告・決算申告した方用)

提出書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)、内容報告書(別紙2)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 交付請求書(様式第3号)
- (4) 支援金振り込み先が分かる通帳の写し(表面と一枚めくった金融・支店名記載ページ)
- (5) 給付対象 5 6 7 が確認できる書類(※1)

(※1)

給付対象者であることを確認するため次の書類(①及び②)の提出が必要です。

<個人事業者の場合>

①給付対象 5 6を確認するため、次の書類を提出してください。

- ・青色申告の場合は、令和3年分決算書の損益計算書等のページ及び月別の売上金額がわかるページの写し(なお、月別の売上金額がわからない場合は、申告時に作成された月別の売上金額がわかる控え等の写し)。
- ・白色申告の場合は、収支内訳書の1、2ページの写しと申告時に作成された月別の売上金額がわかる控え等の写し。(なお、控えを紛失された場合は、その事業の月別収入がわかる通帳の写し)
- ・令和4年1月及び2月の月別の事業収入がわかる、売上台帳等の写し。

②給付対象 7を確認するため、次の書類を提出してください。

- ・令和3年分の確定申告書B(税務署の受付印があること)又は町民税・県民税申告書等の事業等収入別年間額が分かる書類の写し。

※税務署の受付印があるものが基本となりますが、受付印が無くても提出は可能とします。

ただし、受付印が無いものについては、役場財務課の控えと同様のものか確認をとります。

※確定申告書の控えを紛失された方は、税務署で申告書の控えの交付を受けることができます。

※町民税・県民税申告書の控えを紛失された方は、役場財務課で申告書の控えの交付を受けることができます。

<法人の場合>

上記、個人事業者の確認書類と同等の決算申告書等の写し。

5-2 特例申請に必要な書類

(※創業後決算期を迎えてない又は、令和4年1月・2月に創業した方用)

提出書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)、内容報告書(別紙2)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 交付請求書(様式第3号)
- (4) 支援金振り込み先が分かる通帳の写し(表面と一枚めくった金融・支店名記載ページ)
- (5) 給付対象 1 2 5 6 8 が確認できる書類(※1)

(※1)

給付対象者であることを確認するため次の書類(①及び②)の提出が必要です。

<個人・法人 双方ともに>

①給付対象 1 2 8を確認するため、次の書類を提出してください。

・個人事業者は開業届、法人事業者は登記簿又は定款等開業が分かる書類。

②給付対象 5 6を確認するため、次の書類を提出してください。

・創業から令和4年2月までの月別の事業収入がわかる、売上台帳等の写し。

(令和4年1月又は2月に創業した方は、これに加え公の機関と作成した又は提出した事業計画書等の写し)

6. 給付対象業種

○次の別表に掲げる業種を営んでいる方が対象です。

別表

日本標準産業分類			
分類	番号	名称	例
大分類	M	宿泊業・飲食サービス業	旅館、飲食店、喫茶店等
中分類	01	農業	米作・野菜作農業、酪農、養鶏等
	09	食料品製造業	肉加工品・乳製品製造業、調味料製造業等
	43	道路旅客運送業	貸し切りバス業、タクシー業等
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・衣類・カバン等小売業
	58	飲食料品小売業	八百屋・鮮魚・飲食料品等小売業(酒類等の販売も含む)
	78	洗濯・理容・美容・浴場業	理容・美容・クリーニング・エステ業等
小分類	102	酒類製造業	ビール・清酒・蒸留酒等製造業
	605	燃料小売業	ガソリンスタンド等
	791	旅行業	第1種～3種旅行業、観光代理店等
	823	学習塾	学習塾、進学塾、予備校等
	824	教養・技能教授業	ピアノ・ダンス・書道・生け花・茶道・ヨガ教室等
	829	他に分類されない教育・学習支援業	自動車教習所等
	835	療術業	あん摩・はり師・きゅう師・柔道整復師等の施術業等

【問い合わせ先】

邑南町役場 本庁 産業支援課（商工観光G）

電話 0855-95-2565

I P 050-5207-3020

受付日時 平日 8時30分～17時15分まで

※電話での問い合わせは込み合うことがあります。その場合は、予約を受け付けさせていただき、後日当方からのご連絡にてご対応となりますのでご了承ください。